

新聞・雑誌の分担保存に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、秋田県図書館協会に加入する図書館（以下「加盟館」という。）が所蔵する新聞・雑誌の効果的な活用と保存を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

(事務局)

第2条 この分担保存の協力事業を円滑に運営するため、事務局を秋田県図書館協会に置く。

(分担保存資料)

第3条 分担保存する新聞・雑誌は「秋田県公共図書館新聞雑誌分担保存一覧」のとおりとする。

(保存館)

第4条 加盟館のうち、分担保存の当該資料を5年以上保管し、利用に供しているところを当面の保存館とする。また、分担保存資料のうち、県立図書館以外に保存館がない資料、または保存館が全くない資料については、保存館の確保に努めるものとする。

(保存館の責務)

第5条 保存館は分担保存の当該資料を5年間（暦年）保管する。それ以降の保管については、保存館が状況に応じて決定する。また、保存館は相互利用の便宜を図るとともに、他の加盟館の協力のもとに欠号、バックナンバーの収集、または汚損、破損分の補充に努める。

(加盟館の責務)

第6条 加盟館は、「秋田県公共図書館新聞雑誌分担保存一覧」にある資料を廃棄する場合、その資料の保存館に連絡し、必要の有無を確認してから、処分するものとする。

(保存館の中止)

第7条 保存館で分担保存資料の保管が不可能となったときは、事務局に連絡し取扱いについて協議する。

(利用方法)

第8条 分担保存資料の利用の方法については、「秋田県公共図書館相互貸借規程」に従って行う。

(協議)

第9条 事務局は、この協定の円滑な運用を図るため、必要に応じて加盟館会議を開き、実施上の問題について協議する。

付則

1 この協定は、平成10年5月13日から実施する。

2 協定の一部改正

平成19年6月5日

3 協定の廃止

平成29年3月31日